

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 27日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都世田谷区北烏山9-3-8 烏山MSビル 1階 氏 名 三井ホームエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 吉田 晋也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-5315-3141	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井ホームエンジニアリング株式会社
事業場の所在地	東京都世田谷区北烏山9-3-8 烏山MSビル 1階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	全社：28億855万円
③従業員数	全社：201人（当該事業場：149人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず → 破碎 → 再生利用 ・廃プラスチック類 → 破碎 選別 圧縮 → 再生利用 ・金属くず → 破碎 選別 圧縮 → 再生利用 ・繊維くず → 破碎 選別 圧縮 → 再生利用 ・木くず → 破碎 選別 圧縮 → 再生利用 ・紙くず → 破碎 選別 圧縮 → 再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※産業廃棄物管理ルール（責任と権限）

1. 廃棄物管理責任者
職位：MHE n本社 安全環境推進室
権限：産業廃棄物に関する業務の責任者として、業務遂行を指揮・管理する。
2. 廃棄物処理統括責任者
職位：各部門の部門長
権限：廃棄物処理に関する部門の最高責任者として、部下を指揮・監督し、業務執行を統括する。
3. 廃棄物処理責任者
職位：各事業部のグループ長もしくは、廃棄物処理統括責任者が任命するもの。
権限：部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する。
4. 廃棄物処理担当者
職位：工事担当者・カスタマーサポート担当者・関連事業担当者
権限：廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物処理に関する業務を遂行する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	277.69 t	17.51 t
	（これまでに実施した取組） 1) 現場で利用する『副資材・造作下地材』の余剰材を次の現場で流用し、現場での廃棄物の排出量削減を図った。 2) 現場搬入量の削減策を検討し、試行した。 3) 廃棄物の処理委託施設を視察し、現場から排出される廃棄物の問題点を確認。現場で出来る廃棄物の減量対策を検討した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	269.35 t	16.98 t
	（今後実施する予定の取組） 1) 部資材ロット単位や拾い規準の見直しによる排出量の削減を推進する。 2) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1) 元請事業に係る産業廃棄物は、以下の品目ごとに排出する様、関係各所への指導・徹底を図った。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード、②廃プラスチック類、③木くず ④紙くず、⑤金属くず、⑥ガラス陶磁器くず等
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1) 現場での分別を徹底し、混合廃棄物を削減する。 2) 分別意識を高めるため、職種ごとの分別品目を明確にし現場の職方に徹底する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
排 出 量	309.15 t	46.32 t	210.96 t	637.07 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
排 出 量	299.87 t	44.93 t	204.63 t	617.95 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
排出量	0.07 t	727.22 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
排出量	0.07 t	705.40 t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	277.69 t	17.51 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	250.04 t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	27.65 t	17.51 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 1) 本社にて委託基本契約書やマニフェスト等の内容の定期監査に より、関係法令に反することが無いことを確認した。		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
全処理委託量	309.15 t	46.32 t	210.96 t	637.07 t
優良認定処理業者 への処理委託量	35.30 t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	273.85 t	46.32 t	210.96 t	637.07 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

2) 委託契約先処理施設は年1回、最終処理施設については7年に1回の社内基準に従って、定期的な現地確認を実施した。

3) 電子マニフェストシステムの利用を徹底した。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
全処理委託量	0.07 t	727.22 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	27.69 t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	0.07 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	269.35 t	16.98 t
	優良認定処理業者への処理委託量	242.53 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	26.82 t	16.98 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 1) 令和6年度の期中に事業承継を受け、電子 manifests の利用体系が2種類であった。令和7年度は、電子 manifests の利用を1本化することとした。 2) 過年度の廃棄物の発生量の特徴を工事担当と共有し、現場での廃棄物の減量策を講じる。 3) 委託契約先処理施設の増大を踏まえ、処理施設の現地確認を複数班で実施する。 4) 現場での職種別に排出される廃棄物について見える化を実施し、職方の意識を改善する。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
全処理委託量	299.87 t	44.93 t	204.63 t	617.95 t
優良認定処理業者への処理委託量	34.24 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	265.63 t	44.93 t	204.63 t	617.95 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t
5) 委託先処理施設の現地確認を下期早々に実施し、排出する廃棄物の問題点を確認することで期中の廃棄物の削減対策を更に改善する。				

【目標】				
産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
全処理委託量	0.07 t	705.40 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	26.85 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.07 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。